

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年10月6日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所における「供用期間中検査」の管理状況について
(防災チーム) 1

防 災 局

島根原子力発電所における「供用期間中検査」の管理状況について

平成22年10月6日
防 災 チ ー ム

平成22年7月に敦賀原子力発電所1号機で「供用期間中検査」の計画に含まれていない溶接箇所が確認され、それに関連して、国(原子力安全・保安院)から同様の事象がないか調査するよう指示があり、それを受けて中国電力で調査したところ、島根原発1号機で同様の事象が確認された旨、報告がありました。

1. 中国電力の国への報告

中国電力は、島根原発1号機において「供用期間中検査」の計画に含まれていない溶接箇所が16箇所あったことを確認し、平成22年10月1日に国へ報告した。(2号機には該当なし)

【供用期間中検査に追加する箇所と検査方法】

プラント	クラス	機器名称	溶接部位	検査方法	検査程度
島根原発1号機	クラス1	原子炉再循環ポンプ	ポンプケーシングとコアクロー ジャの溶接箇所 (2箇所×2台)	超音波探傷試験又 は浸透探傷試験	溶接箇所 数の25%
		内側主蒸気隔離弁	弁箱と弁短管の溶接箇所 (2箇所×4台)	超音波探傷試験	
		外側主蒸気隔離弁	弁箱と弁短管の溶接箇所 (1箇所×4台)		

※「供用期間中検査」とは、原子力発電所の運転(供用)開始後に機器・配管などの健全性を確認するため、維持規格に基づき、機器ごとに検査の方法・範囲・期間を計画的に定めて行う非破壊検査及び漏洩検査等で、点検不備問題のあった電気事業法第54条に基づく定期検査とは別に行われるもの

2. 県から中国電力への申し入れ

供用期間中検査の計画に含まれていない溶接箇所が確認されたことは、県民に不安を感じさせるものであり、下記のとおり申し入れを行った。

・10月1日(金)付けの文書(鳥取県防災監→中国電力(株)代表取締役)による。

・申し入れ内容

(1)問題の箇所について直ちに検査を実施し、必要な措置を講ずるとともに、このような事態が発生した原因等を踏まえ、速やかに再発防止策を講じること。

(2)そうした対応状況等について逐次当職に報告するとともに、情報を公開して県民に分かりやすく説明すること。